
伊勢原市 子どもの貧困対策 に関する取組方針



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

2021（令和3）年1月
伊勢原市

目次

第1章 取組方針策定にあたって	1
1 取組方針策定の背景	1
2 取組方針の位置づけ	3
第2章 伊勢原市の子どもを取り巻く現状	4
1 実態調査の概要	4
（1）アンケート調査	4
（2）ヒアリング調査	4
2 生活困難度による家庭の分類について	5
3 アンケート調査の結果	6
（1）世帯の状況について	6
（2）子どもの教育について	9
（3）生活状況について	14
（4）経済的状況について	20
（5）拡充すべき支援制度について	23
4 支援者ヒアリング調査の結果	24
第3章 目指す姿と具体的な取組	25
1 目指す姿	25
2 施策体系	26
3 課題解決に向けた具体的な取組	27
（1）主要施策Ⅰ 教育の支援	27
（2）主要施策Ⅱ 生活の支援	29
（3）主要施策Ⅲ 保護者に対する就労の支援	32
（4）主要施策Ⅳ 経済的支援	34
第4章 推進体制と進捗管理	37
1 推進体制	37
2 関係団体との連携	37
3 取組効果の検証	37
資料編	40

※本取組方針では、「子供の貧困対策に関する大綱」からの引用を除き、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の表記（子ども）を用いています。特に意味を異にするものではありません。

第1章 取組方針策定にあたって

1 取組方針策定の背景

平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）では、平成24年の日本全体の相対的貧困率¹が16.1%、子どもの貧困率²が16.3%と過去最高を記録しました。とりわけ、ひとり親世帯の貧困率は54.6%に達し、OECD諸国の中でも最も高い割合の層に入っています。

この結果を受けて、国では、「子どもの貧困は国全体に及ぶ重大な問題である」との認識のもと、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を平成26年1月に施行しました。

また、この法律に基づき平成26年8月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針が掲げられました。

さらに、政府で様々な取組を進めた結果、2019年国民生活基礎調査では、子どもの貧困率が13.5%と平成25年の調査と比べ改善しましたが、子どもの現状に目を向けると、いまだに7人に1人の子どもが貧困の状態にあるとされています。

本市においても、令和元年度に実施した「子どもと子育て家庭の生活実態調査」から、困難を抱えている世帯において、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境など様々な点で問題を抱えていることがわかりました。こうした中で、すべての子どもたちが前向

¹ 相対的貧困率

貧困線に満たない世帯員の割合をいいます。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。平成30年の貧困線は、127万円でした。

² 子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいいます。

【全国における子どもの貧困率の経過】

調査年平成25（2013）年：16.3%、調査年平成28（2016）年：13.9%、

調査年令和元（2019）年：13.5%※

※ 平成29年における、経済協力開発機構（OECD）の平均は、12.8%でした。

<参照> 厚生労働省 国民生活基礎調査

きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていくことが必要です。本市としても、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、困難を抱えている子どもやその世帯をより効果的な支援につなげることを目的とした、「子どもの貧困対策に関する取組方針」を策定することとしました。

また、国では、全国の自治体が策定する計画や方針等に、持続可能な開発目標（SDGs）を最大限反映することを求めています。

これを受け、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」では、SDGsの理念に基づき計画を推進しています。

本市においても、SDGsの目標1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」の達成を目指して、関係部署が連携し、子どもの貧困対策を推進していきます。

【持続可能な開発目標（SDGs）】



※SDGs(イブ ィー ズ): Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)

平成27年9月の国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、2030年を期限として、貧困、健康と福祉、教育など、17の目標と169のターゲットから成ります。目標1「貧困をなくそう」、ターゲット1.2では、「2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」とされています。

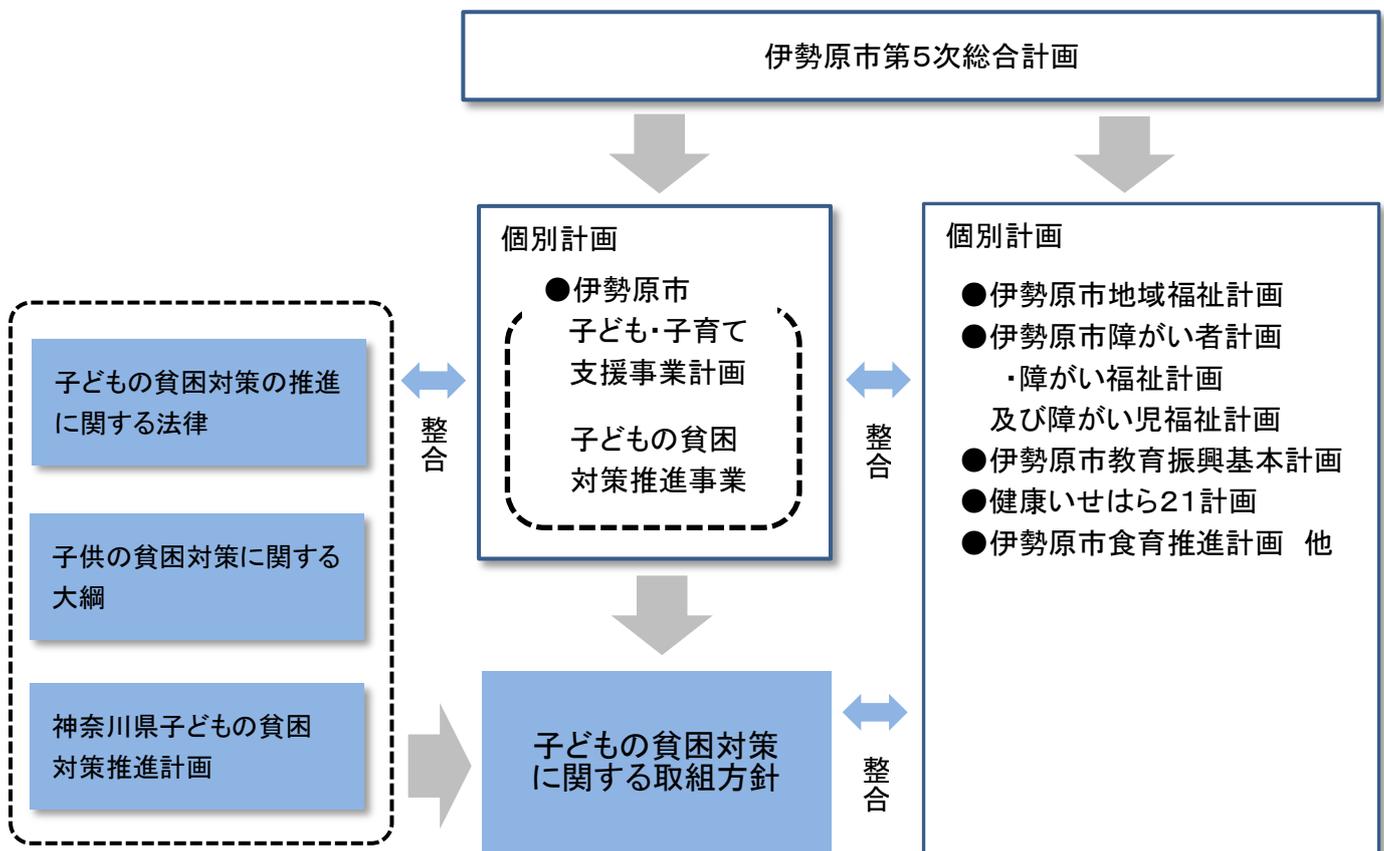
2 取組方針の位置づけ

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、これまで政府には「子供の貧困対策に関する大綱」の策定を義務づけるとともに、都道府県には「子どもの貧困対策に関する計画」を策定する努力義務を課していましたが、令和元年6月に同法が改正され、市町村における計画策定を努力義務とする規定が追加されました。

子どもの貧困対策は、子育て支援施策全般にまたがるため、関連施策間で連携して取り組むことにより、総合的かつ効果的に推進することができます。そこで、本市としては、子育て支援に関して全方位的に網羅されている「子ども・子育て支援事業計画」に一体的に盛り込むこととし、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第2期「子ども・子育て支援事業計画」に子どもの貧困対策推進事業を位置づけました。

そして、この子どもの貧困対策推進事業の施策の体系や具体的な取組、施策推進のための指標などについては、別に取り組方針を策定し、その中に定めることとしました。

図1 取組方針の位置づけ体系図



第2章 伊勢原市の子どもを取り巻く現状

1 実態調査の概要

本市の子どもの貧困対策を検討していく上では、まず本市の子どもたちとその家庭の実態を把握することが必要との観点から、令和元年度に『子どもと子育て家庭の生活実態調査』を行いました。

(1) アンケート調査

【調査目的】

子どもの貧困を含めた子育て世帯の生活状況やニーズ等を把握し、取り組むべき課題の解消・削減に向けた検討資料とするために実施。

【調査概要】

○調査対象：総数 1,651 世帯

(小学5年生・保護者各 824 人、中学2年生・保護者各 827 人)

○回収率：全体 45.8% (児童 45.4%、保護者 46.1%)

○調査方法：子ども用・保護者用の2種の調査票を郵送により配布、回収。

○アンケート配布・回収期間：令和元年9月14日(土)～9月30日(月)

(2) ヒアリング調査

【調査目的】

子どもに関係する各種支援機関へのヒアリングを通じて、子どもを取り巻く諸環境の実情を把握し、今後の取組を検討する際の基礎資料とするために実施。

【調査概要】

○調査対象：支援機関(学校・保育・福祉・行政等機関・関係団体) 30か所

○調査方法：事前調査票「伊勢原市子どもと子育て家庭の生活実態調査支援者ヒアリング」を配布、回収後、調査員が支援機関を訪問してヒアリングを実施した。

○調査期間：事前調査票配布、回収 令和元年10月13日(日)～10月18日(金)

実地ヒアリング(以下「ヒアリング」という。) 令和元年10月21日(月)～11月5日(火)

2 生活困難度による家庭の分類について

回答から、対象家庭の生活の困難状況を3つに区分し、その区分に該当する数により「困窮家庭」「周辺家庭」「一般家庭」に分類しました。

支援が必要と思われる「困窮家庭」と「周辺家庭」を合わせた家庭の割合は、全体の15%を占めました。

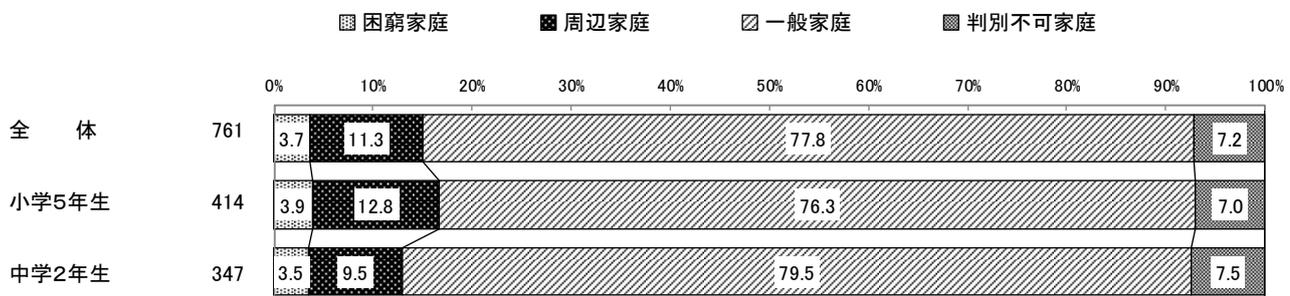
【生活困難状況の区分】

A 低所得	所得が全国平均の半分以下の世帯
B 家計の逼迫 (ひっぱく)	電気・ガス・水道・家賃等の料金滞納や、食料・衣料品等の生活必需品が買えなかったことがある世帯
C 子どもの体験や 所有物の欠如	一般的な家庭の子どもが体験するレジャーや習い事、所有物や環境などが欠如している世帯

【家庭分類】

生活困難状況の該当数	家庭分類	全 体	小学5年	中学2年
2つ以上	困窮家庭	3.7%	3.9%	3.5%
いずれか一つ	周辺家庭	11.3%	12.8%	9.5%
いずれにも該当しない	一般家庭	77.8%	76.3%	79.5%

生活困難度の区分



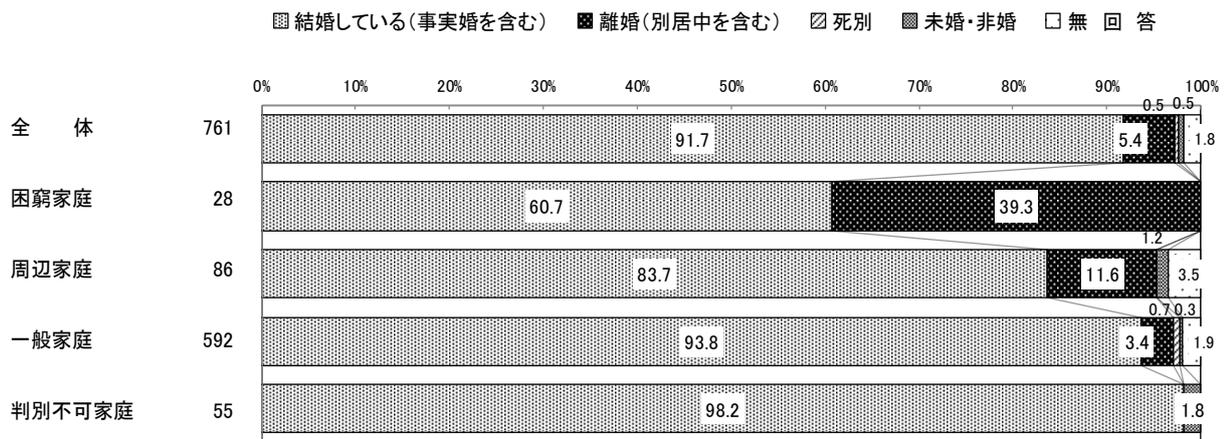
3 アンケート調査の結果

(1) 世帯の状況について

■ 婚姻状況

全体では、「結婚している（事実婚を含む）」が91.7%、「離婚（別居中を含む）」は5.4%です。

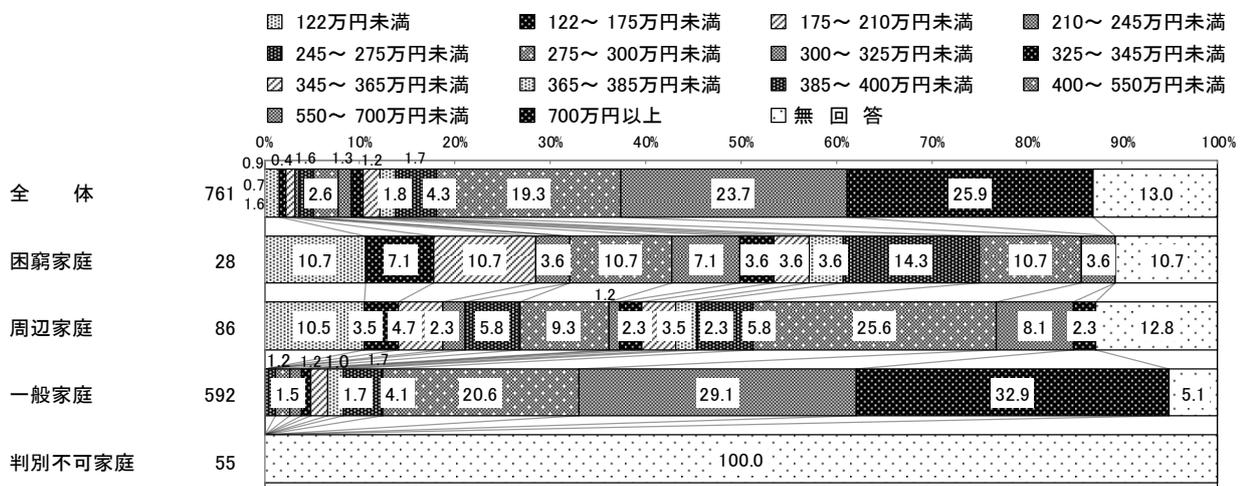
生活困難度別では、困窮家庭で「結婚している（事実婚を含む）」が60.7%と少なく、「離婚（別居中を含む）」が39.3%と多くなっています。



■ 所得状況

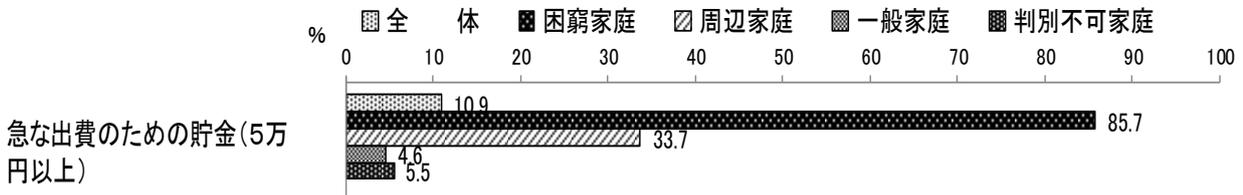
全体では、「700万円以上」と「550～700万円未満」がともに25%前後と多く、「400～550万円未満」が19.3%と続いています。

生活困難度別では、一般家庭で「700万円以上」と「550～700万円未満」がともに30%前後と多く、周辺家庭で「400～550万円未満」が25.6%、困窮家庭で「122万円未満」、「175～210万円未満」が10.7%と多くなっています。



■貯蓄状況

貯金（5万円以上）がないのは、一般家庭が4.6%に対し、困窮家庭は85.7%と多くなっています。

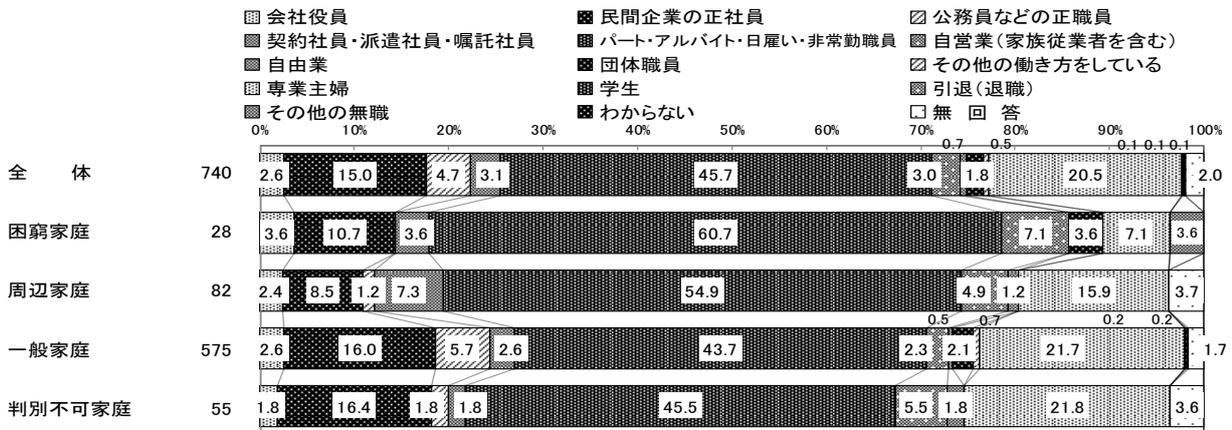


■保護者の就労状況

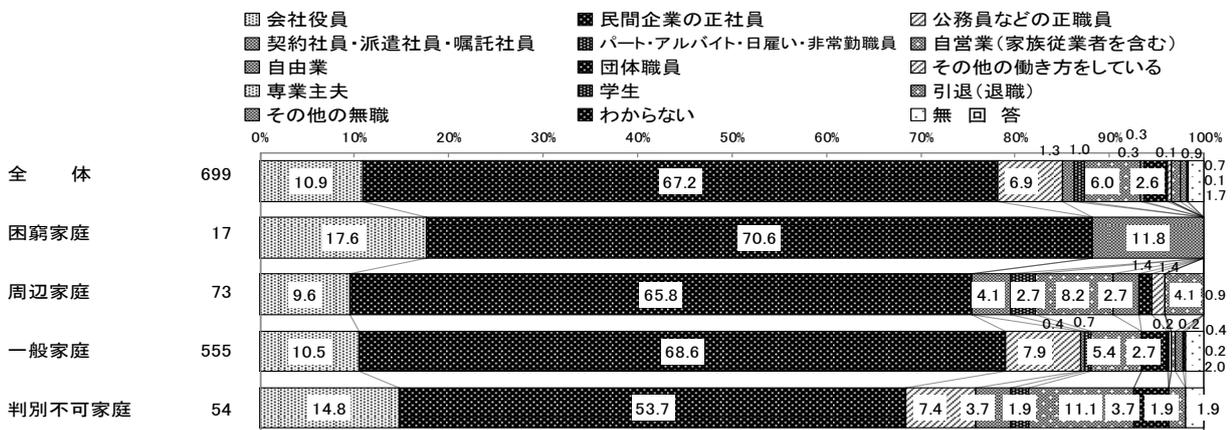
母親の職業では、困窮家庭では「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が60.7%と、全体と比べて割合が高く、「民間企業の正社員」が10.7%と、やや割合が低くなっています。

父親の職業では、困窮家庭では「契約社員・派遣社員・嘱託社員」が11.8%と、他の家庭より割合が高くなっています。

【母親の職業】



【父親の職業】



■世帯の状況に関するその他の項目

○現在受け取っている公的手当・給付のうち「児童扶養手当」を受け取っている家庭の割合は、一般家庭は3.2%ですが、困窮家庭は32.1%と多くなっています。

○困窮世帯のうち「生活保護受給世帯」は、7.1%です。

○公的支援のうち、これまで「就学援助」を利用したことがある家庭は、一般家庭は5.6%ですが、困窮家庭では57.1%と多くなっています。

○市役所窓口で各種相談を利用したことがある家庭の割合は、一般家庭は14.0%ですが、困窮家庭では39.3%と高くなっています。

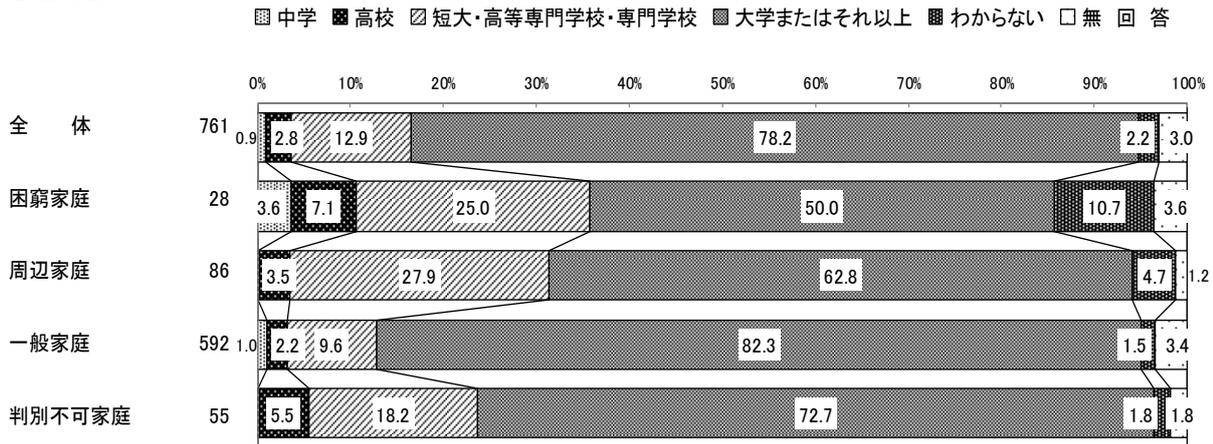
(2) 子どもの教育について

■ 保護者が考える子どもの教育段階

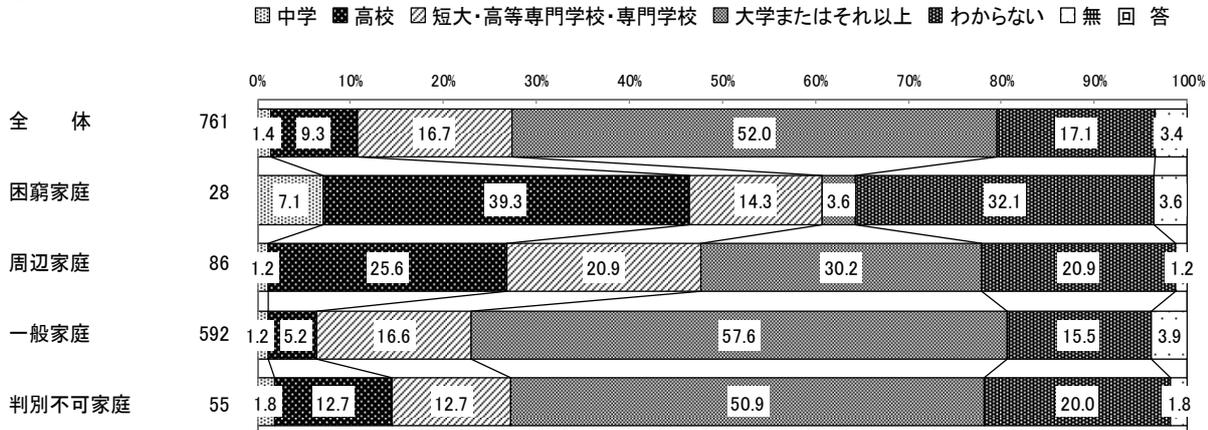
保護者の理想とする子どもの教育段階を「大学以上」と考える割合は、一般家庭は82.3%ですが、困窮家庭は50.0%、周辺家庭は62.8%と低くなっています。

さらに、保護者が子どもの現実的な教育段階を「大学以上」と考える割合は、一般家庭は57.6%ですが、困窮家庭では3.6%、周辺家庭では30.2%と低くなっています。

【理想】



【現実的】



■ 子どもが考える自らの教育段階

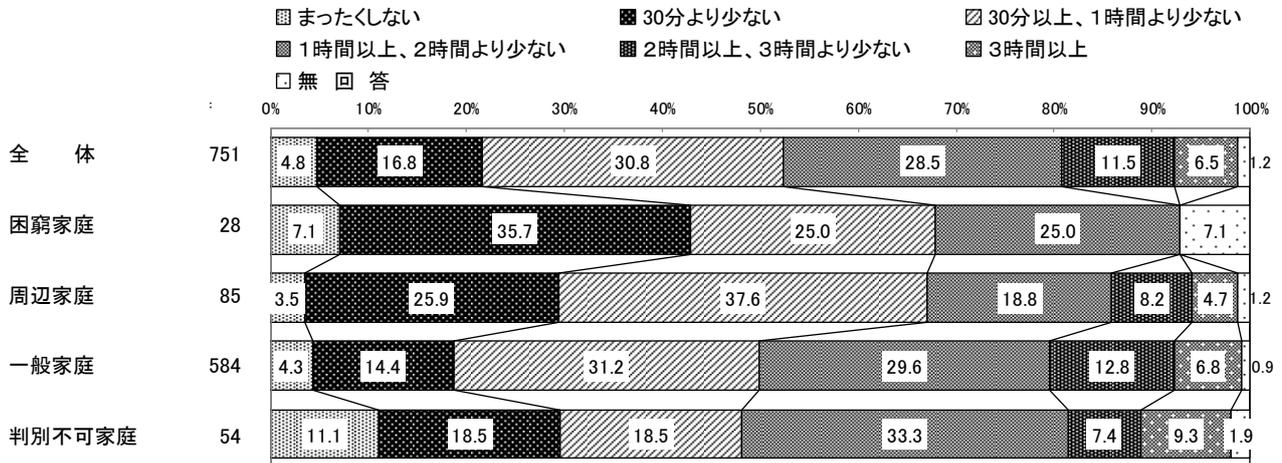
子ども本人が進学を希望する教育段階を「大学以上」とする割合は、一般家庭は50.7%ですが、困窮家庭では14.3%、周辺家庭では28.2%と少なくなっています。

さらに、自らが進学できると考える教育段階を「大学以上」とする割合は、一般家庭は34.1%ですが、困窮家庭では7.1%、周辺家庭では12.9%と少なくなっています。

■子どもの勉強時間

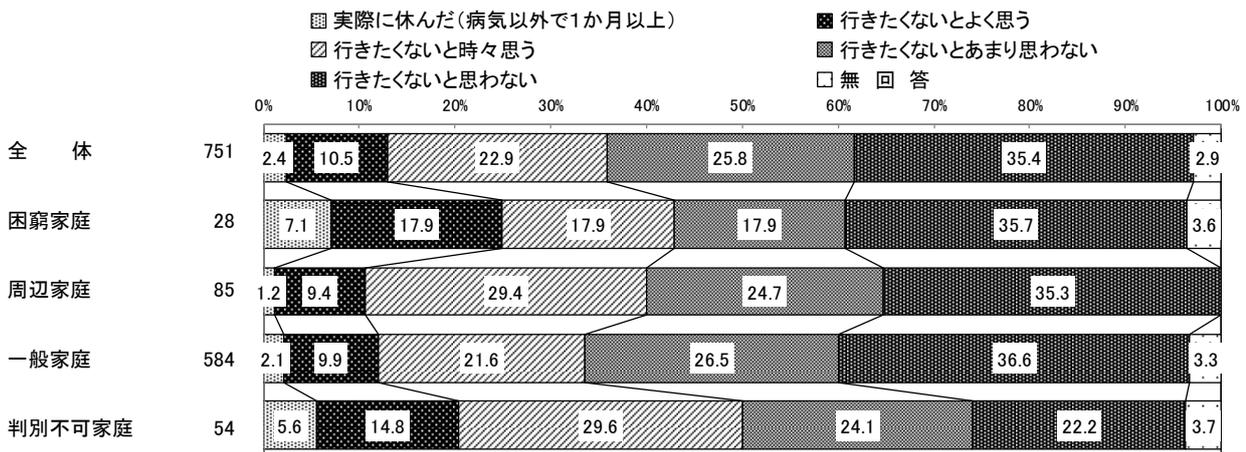
学校の授業以外の勉強時間では、「まったくしない」か「30分より少ない」とする家庭の割合は、一般家庭は18.7%ですが、困窮家庭は42.8%と高くなっています。

※塾などの時間含む



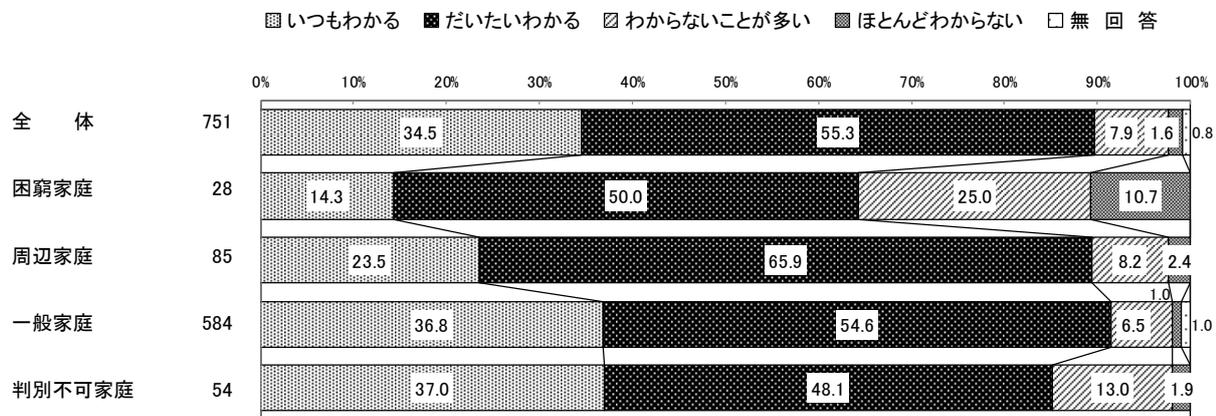
■不登校傾向

学校を病気以外で実際に休んだとする家庭の割合は、一般家庭は2.1%ですが、困窮家庭は7.1%と多くなっています。「行きたくないと思う」も、一般家庭は9.9%ですが、困窮家庭は17.9%と多くなっています。



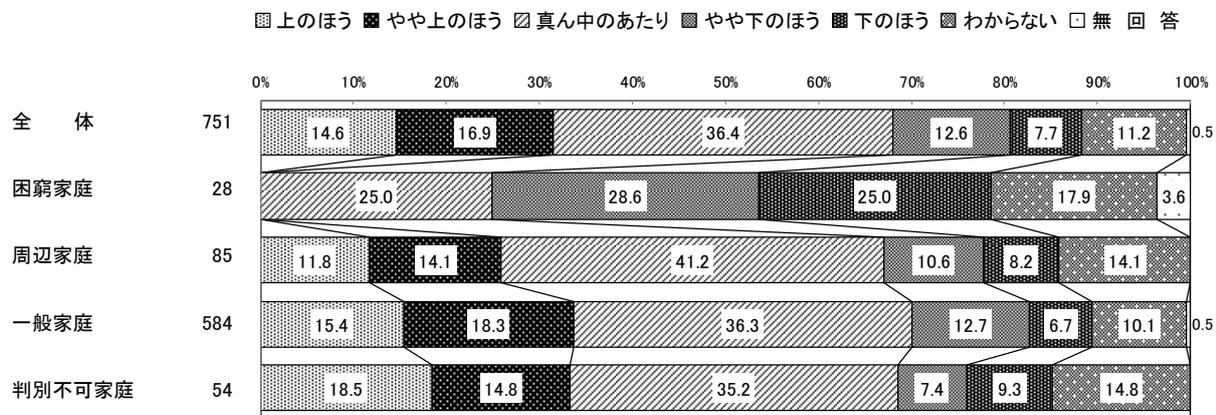
■ 学校の授業の理解度

学校の授業がわかるかについて、困窮家庭では「いつもわかる」が14.3%と少なく、「わからないことが多い」が25.0%、「ほとんどわからない」が10.7%と多くなっています。



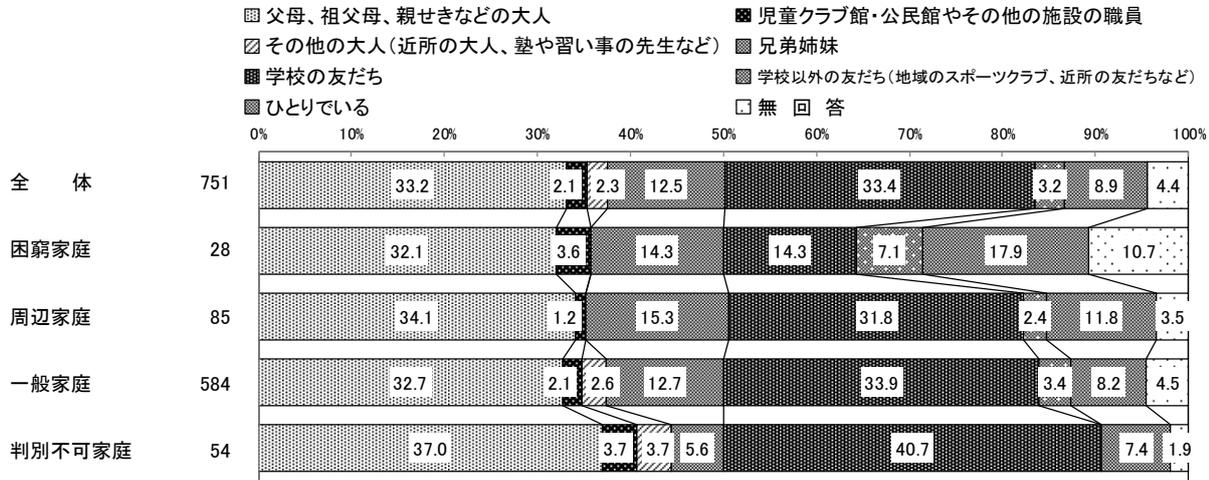
■ クラスでの成績

クラスでの成績は、困窮家庭は「やや下のほう」、「下のほう」がそれぞれ28.6%、25.0%と多くなっています。



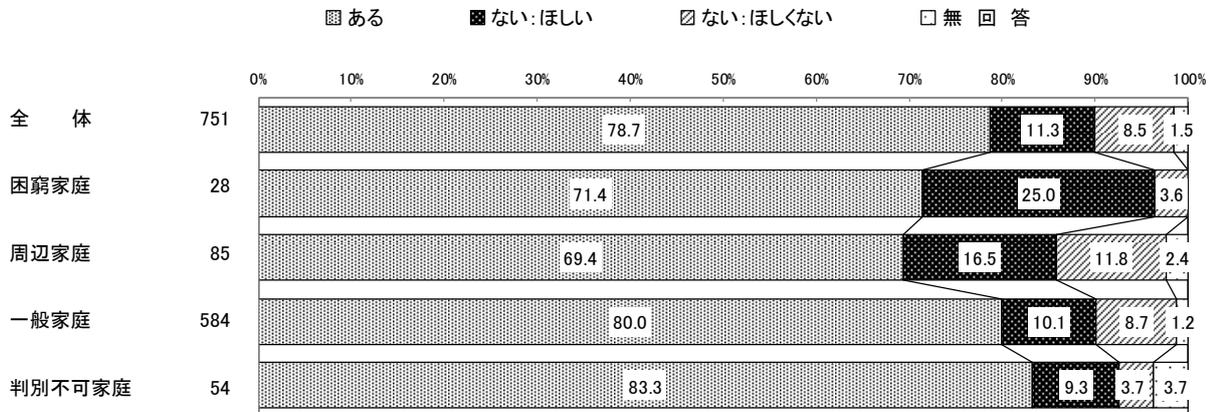
■ 平日放課後を一緒に過ごす相手

困窮家庭では、「学校の友だち」は14.3%と少なく、「ひとりである」が17.9%、「学校以外の友だち」が7.1%と他の家庭に比べて多くなっています。



■ 自分専用の勉強机

困窮家庭では、「ない：ほしい」が25.0%と多くなっています。



■子どもの教育に関するその他の項目

○週1日以上、学習塾に行ったり家庭教師に来てもらったりしている家庭の割合は、一般家庭では55.8%ですが、困窮家庭では25.0%と低くなっています。

○小さい頃に絵本の読み聞かせを「よくした」「時々した」とした家庭の割合は、一般家庭は79.1%ですが、困窮家庭は57.2%と低くなっています。

○中学2年生で、授業の理解度を「いつもわかる」「だいたいわかる」とした割合は、一般家庭は89.0%ですが、困窮家庭は50.0%と低くなっています。

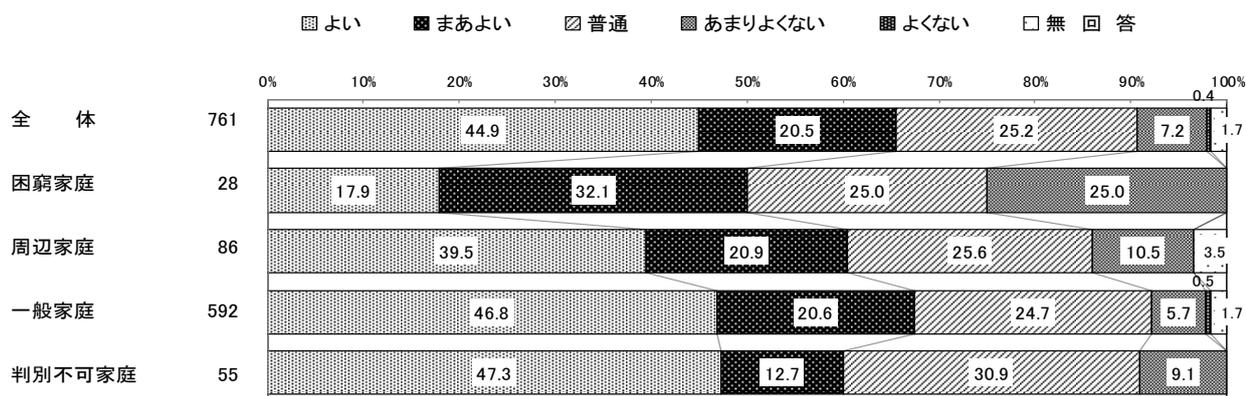
(3) 生活状況について

■ 健康状態

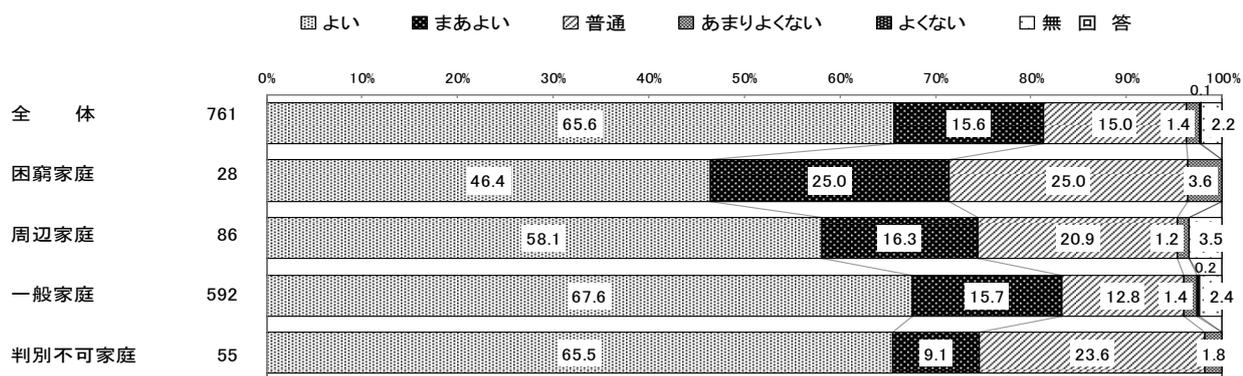
保護者の健康状態が「よい」「まあよい」とする家庭の割合は、一般家庭は67.4%ですが、困窮家庭は50.0%と若干低くなっています。

子どもの健康状態を「よい」「まあよい」とする家庭の割合は、一般家庭は83.3%ですが、困窮家庭は71.4%と若干低くなっています。

【保護者の健康状態】



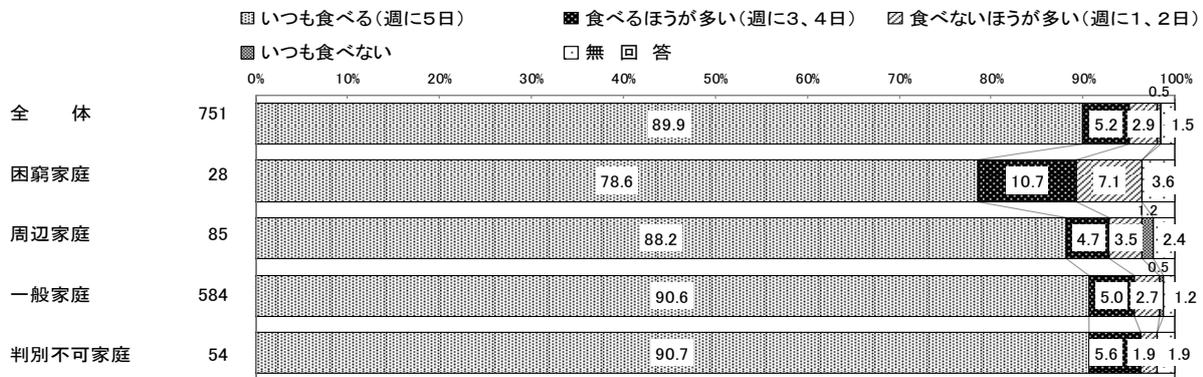
【子どもの健康状態】



■生活習慣

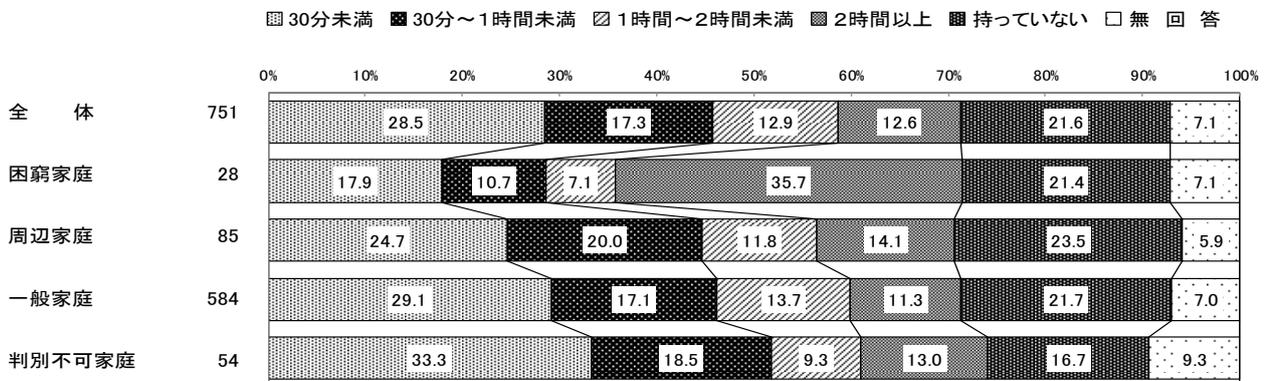
【朝食摂取率】

平日に朝食を「いつも食べる（週に5日）」家庭の割合は、一般家庭は90.6%ですが、困窮家庭は78.6%と低くなっています。



【平日のゲーム機使用時間】

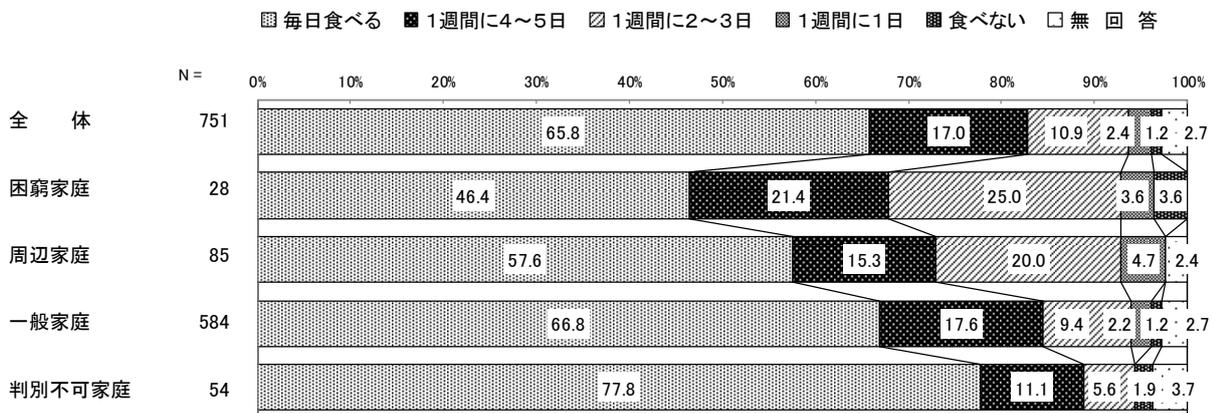
平日にゲーム機を2時間以上使用するとした家庭の割合は、一般家庭は11.3%ですが、困窮家庭は35.7%と高くなっています。



■ 給食以外で摂取しているもの

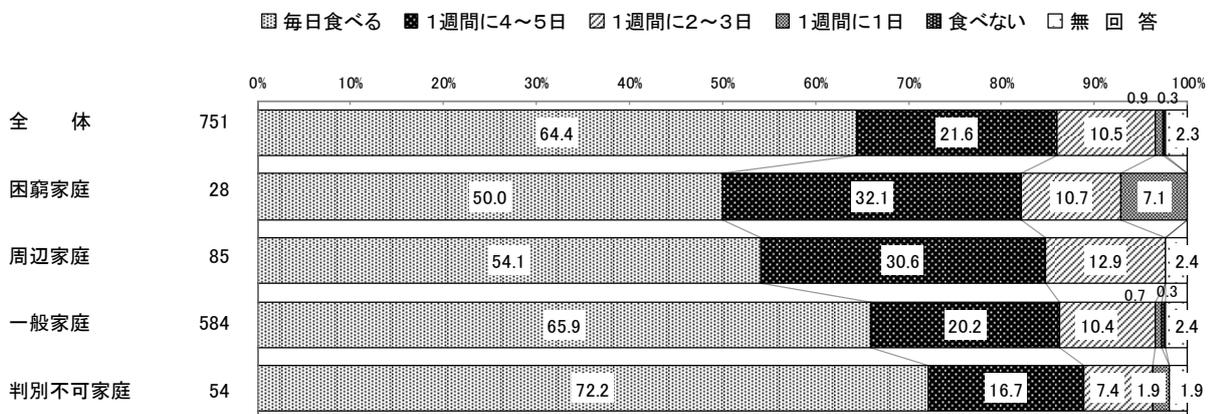
【野菜】

困窮家庭では、「1週間に2～3日」が25.0%と多く、「毎日食べる」は46.4%と少なくなっています。



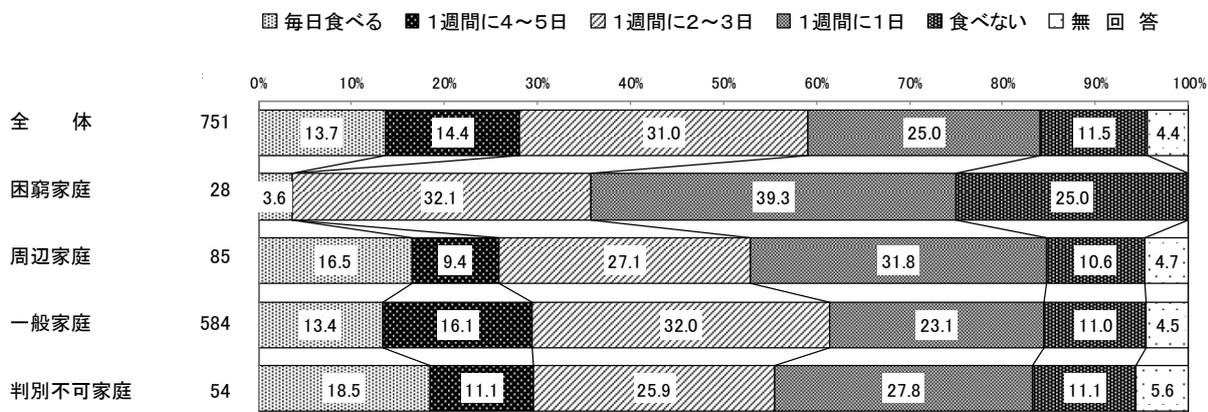
【肉・魚】

困窮家庭、周辺家庭では「毎日食べる」は一般家庭に比べて少なく、「1週間に4～5日」がともに30%を超えて多くなっています。



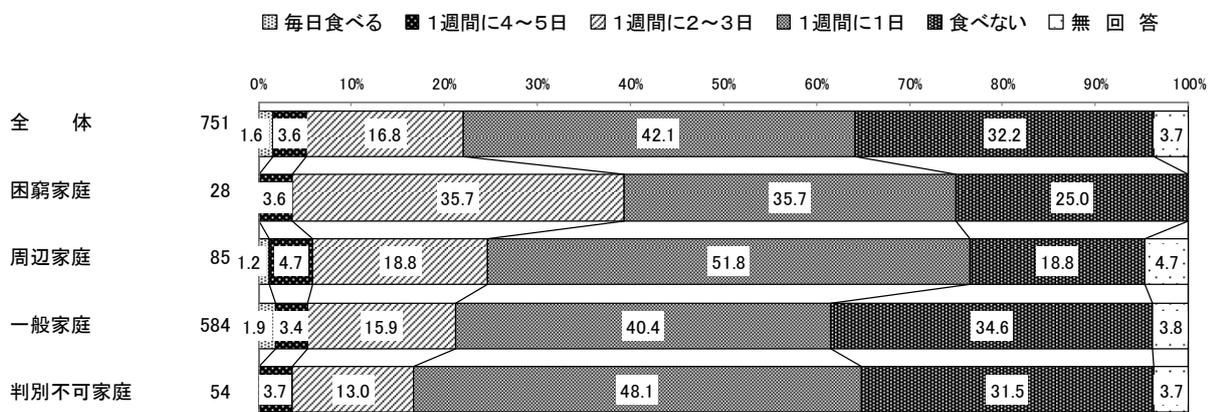
【くだもの】

困窮家庭では、「1週間に1日」が39.3%、「食べない」が25.0%と多くなっています。



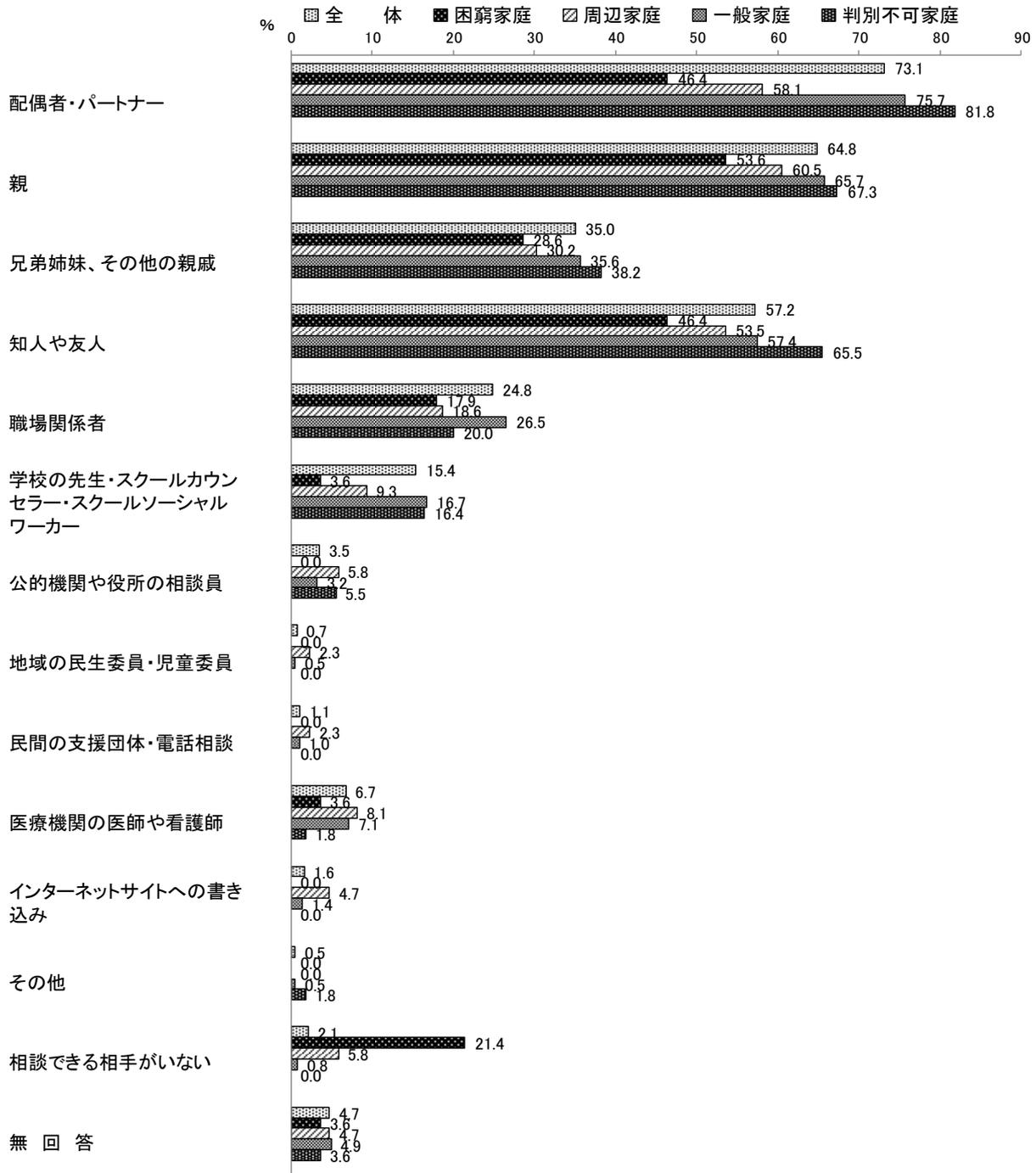
【インスタント食品やレトルト食品】

周辺家庭では、「1週間に1日」が51.8%と半数を超えて多く、困窮家庭で「1週間に2~3日」が35.7%と多くなっています。一般家庭は「食べない」が34.6%と多くなっています。



■ 困ったときの相談相手や相談先

生活困難度別で見ると、困窮家庭では「相談できる相手がない」が21.4%と多く、「配偶者・パートナー」は46.4%と少なくなっています。



■生活状況に関するその他の項目

○自分を価値のある人間だと「思う」「とても思う」とした割合は、全体は 60.1%ですが、困窮家庭の小学5年生で 25.0%、中学2年生で 41.6%と低くなっています。

○授業参観や運動会などの学校行事へ「よく参加する」とした家庭の割合は、一般家庭は 83.6%ですが、困窮家庭では 67.9%と低くなっています。

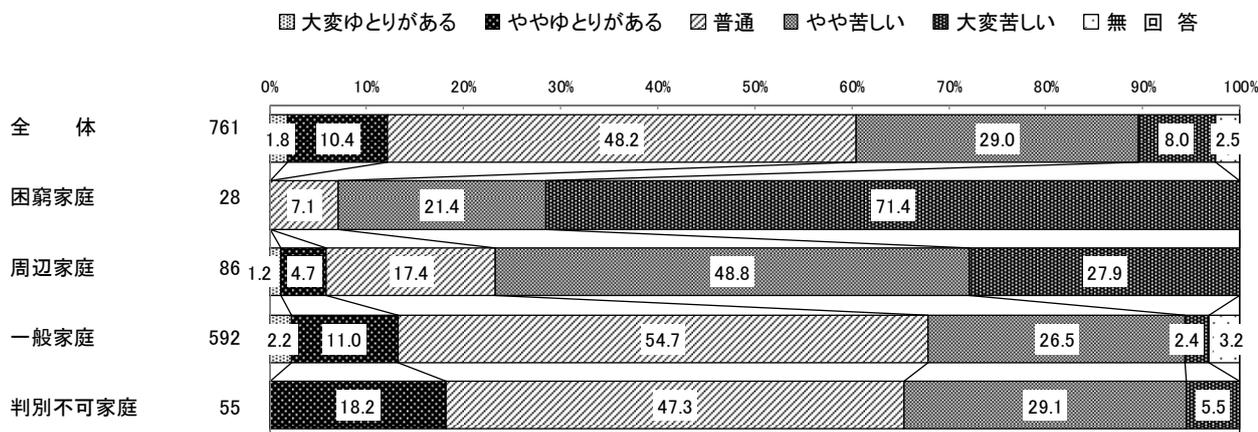
○自治会や子ども会などの地域活動へ「よく参加する」「時々参加する」とした家庭の割合は、一般家庭は 55.0%ですが、困窮家庭では 35.8%と低くなっています。

○頼れる親族・友人が「いない」とした割合は、一般家庭は 14.9%ですが、困窮家庭では 28.6%と多くなっています。

(4) 経済的状況について

■ 暮らしぶり

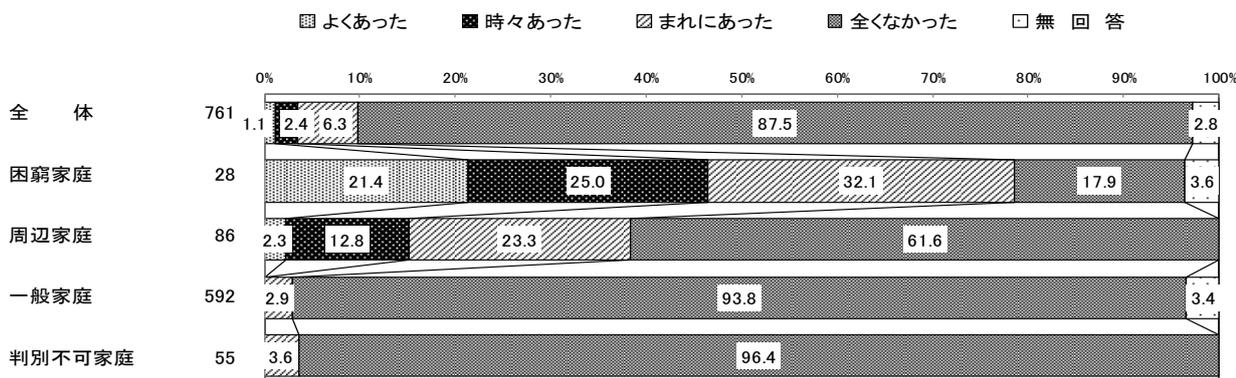
現在の暮らしぶりを「大変苦しい」とした割合は、一般家庭で2.4%ですが、周辺家庭では27.9%、困窮家庭では71.4%と多くなっています。



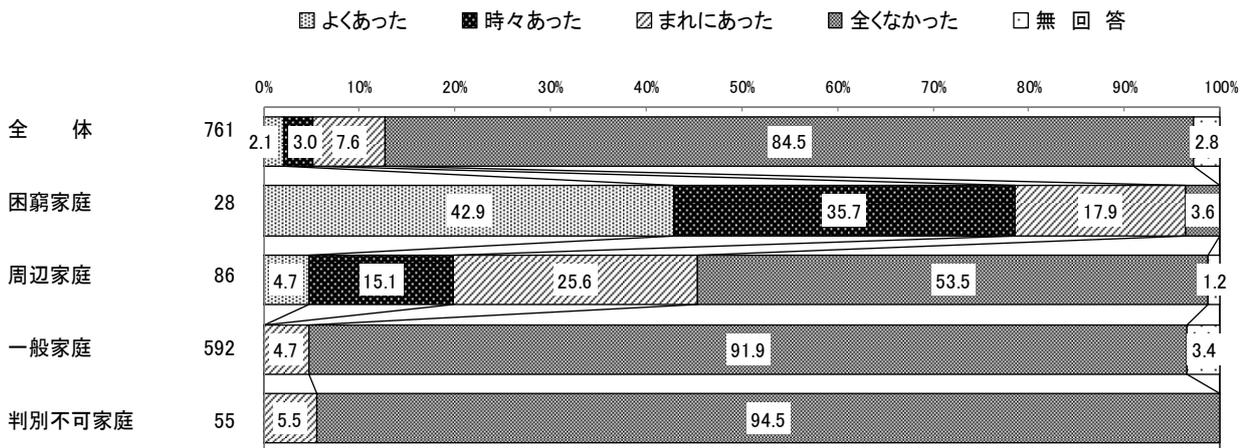
■ 食料や衣料の購入

過去1年間で、経済的な理由で食料や衣料が買えなかったことが、一般家庭では「全くなかった」が大半を占めましたが、困窮家庭では「あった」（「よくあった」「時々あった」「まれにあった」）とする回答が多くなっています。

【食料】



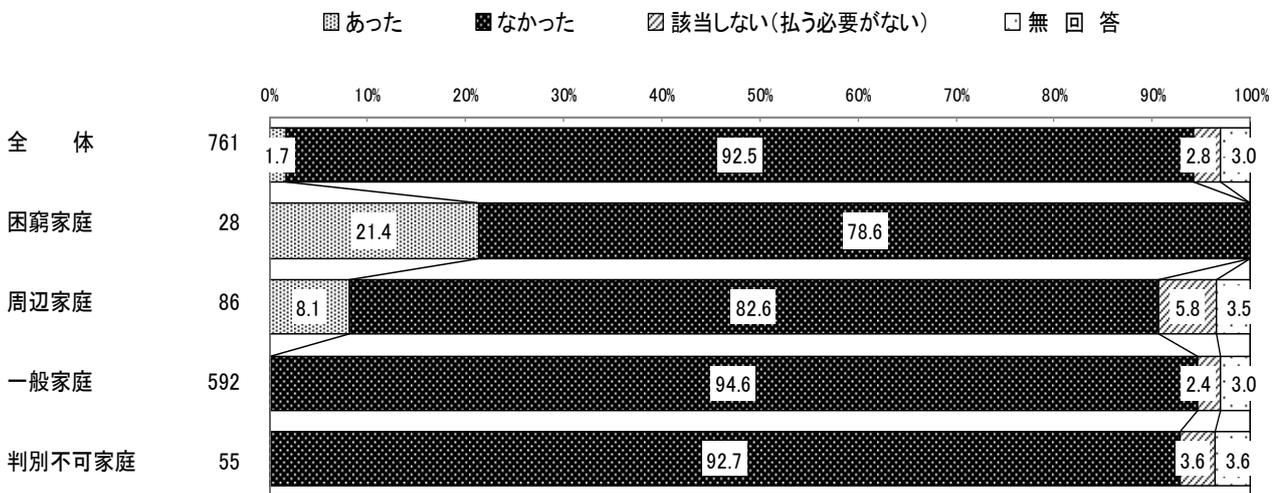
【衣料】



■各種ライフライン等料金の支払い

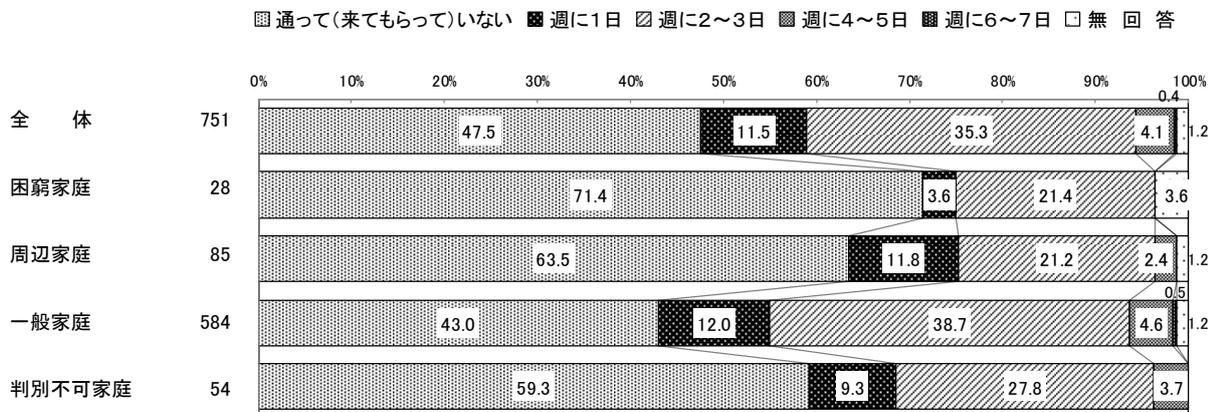
電気・ガス・水道などのライフラインの料金を支払えなかったとする家庭は、一般家庭は「なかった」が大半を占めますが、困窮家庭では「電気料金」については21.4%、ガス代については21.4%、水道代については17.9%が支払えないことがありました。

【電気料金】



■ 学習塾や家庭教師の頻度

生活困難度別では、困窮家庭、周辺家庭で「通って（来てもらって）いない」がそれぞれ71.4%、63.5%と多くなっています。



■ 経済的状況に関するその他の項目

○一般家庭では、ライフライン以外で経済的な理由で支払いが滞ったことは、ほとんどありませんが、困窮家庭では、「家賃・住宅ローン」が32.1%、「学校に関する経費」が17.9%、「税金」が50.0%の割合で「支払えないことがあった」と回答しています。

○遊びやレジャーといった子どもとの体験については、一般家庭ではほとんどが「ある」と回答していますが、困窮家庭では「経済的理由でできなかった」と回答する割合が多く、中でも家族旅行については60%を超えています。

【子どもとの体験内容】

※（ ）内の数字は、困窮世帯で「経済的理由によりできなかった」とする割合

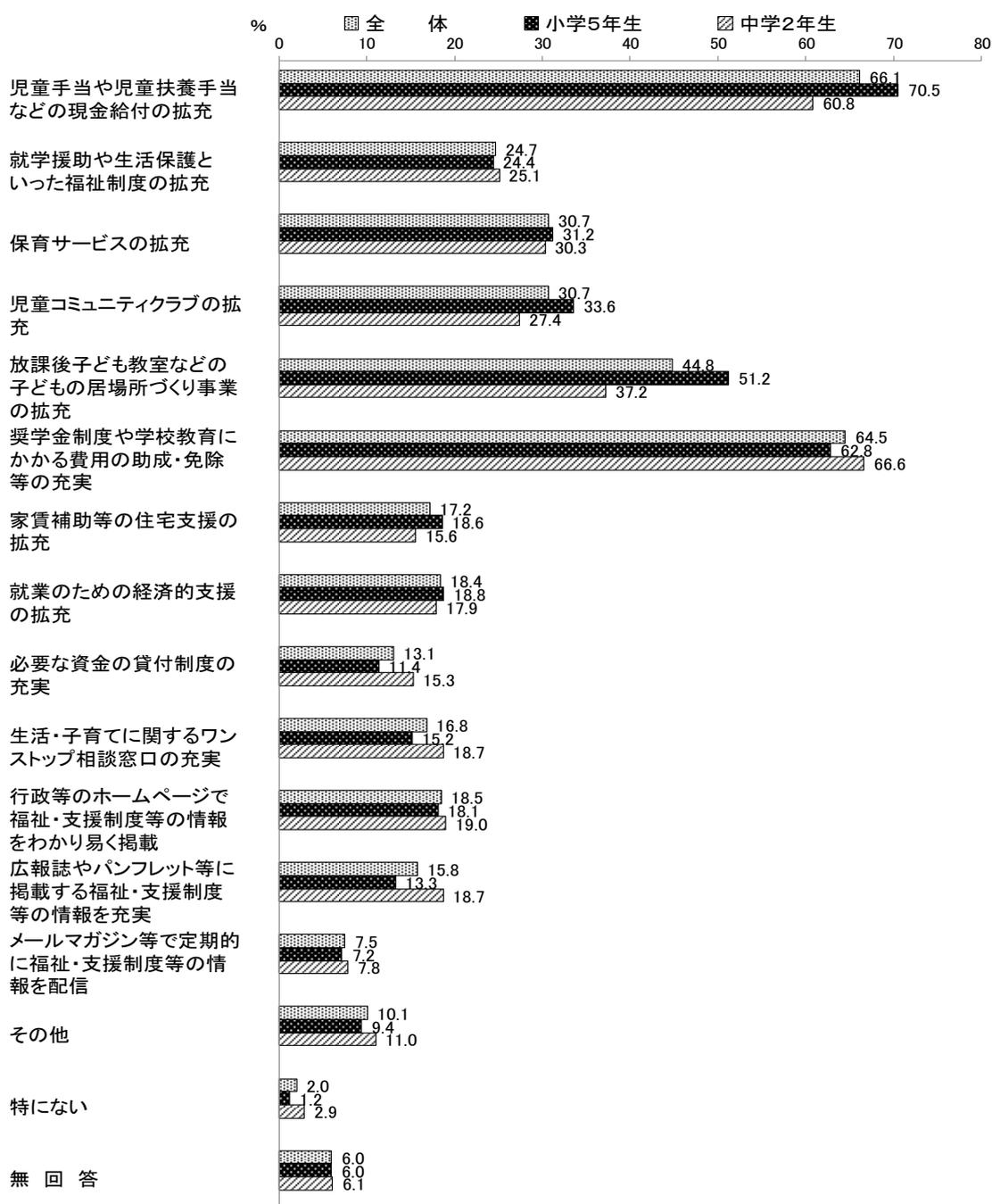
- ・海水浴やプール（21.4%）
- ・博物館・科学館・美術館（25.0%）
- ・キャンプ・バーベキュー・登山（28.6%）
- ・スポーツ観戦・観劇（39.3%）
- ・遊園地・テーマパーク（50.0%）
- ・家族旅行（60.7%）

(5) 拡充すべき支援制度について

18歳未満の子どものいる家庭への支援として拡充すべき制度

全体では「児童手当や児童扶養手当などの現金給付の拡充」が66.1%と最も多く、次いで「奨学金制度や学校教育にかかる費用の助成・免除等の充実」が64.5%、「放課後子ども教室などの子どもの居場所づくり事業の拡充」が44.8%、「保育サービスの拡充」と「児童コミュニティクラブの拡充」が、ともに30.7%と続きます。

特に、「児童手当や児童扶養手当などの現金給付の拡充」については、困窮家庭では92.9%の家庭が「拡充すべき（必要）」と回答していました。

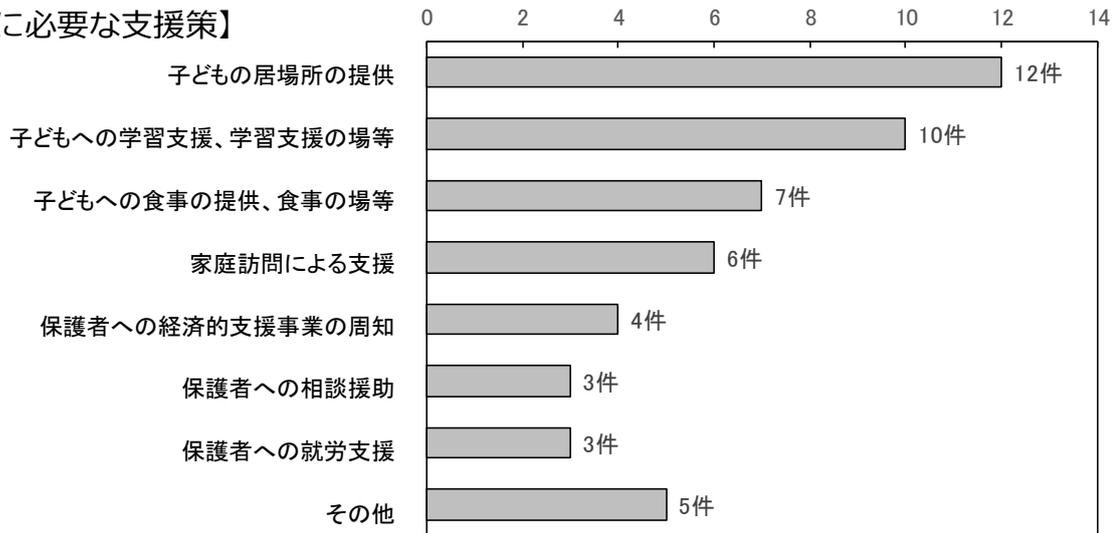


4 支援者ヒアリング調査の結果

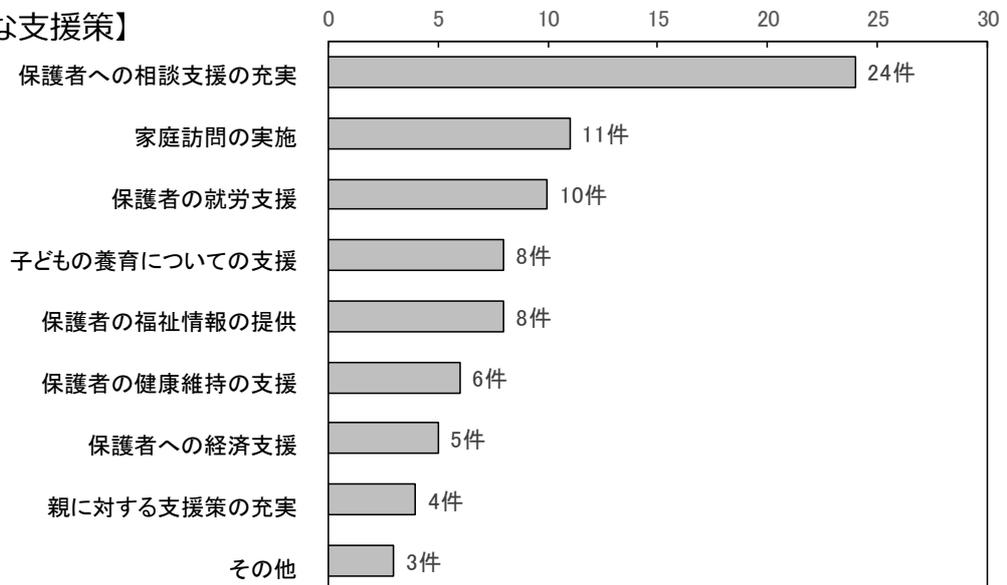
■ 支援が必要な子ども・世帯への支援策

支援者が子どもに必要な支援策としてあげたものは、「子どもの居場所の提供」と「子どもへの学習支援、学習支援の場等」が多く、保護者に必要な支援策としてあげたものは、「保護者への相談支援の充実」が最も多くなりました。

【子どもに必要な支援策】



【保護者に必要な支援策】



第3章 目指す姿と具体的な取組

1 目指す姿

実態調査を通じて確認された困難を抱えている世帯の状況を踏まえ、本取組方針における目指す姿を次のとおり定めます。

子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、夢と希望を持って成長していくことができる社会を、地域や社会全体で実現するまち、いせはら。

本市の未来を担う子どもたちは、地域の宝です。

貧困は、子どもたちの生活や成長に様々な影響を及ぼしますが、その責任は子どもたちにはありません。

子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立するためには、家庭の経済的な問題だけでなく、個々のさまざまな問題を一つずつ解決していくことが必要です。

本取組方針では、市民、関係団体、関係機関等が連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力や可能性を伸ばすことができるような社会を目指し、取組を進めていきます。

2 施策体系

国の法律や大綱に定められている「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つを主要施策として定めます。

それぞれの主要施策において、実態調査で確認された「課題」から「取組の方向性」を整理し、子どもの貧困対策として推進する「事業・取組」についてまとめました。

【施策の体系図】

施策	施策小分類	事業・取組
I 教育の支援	幼児教育・学校教育等における支援	9 事業（取組）
	学校外における学習支援	
II 生活の支援	相談支援体制の充実	21 事業（取組）
	地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進	
	生活基盤の確保に向けた支援	
III 保護者に対する 就労の支援	就労支援と所得向上策の推進	10 事業（取組）
	仕事と家庭を両立して安心して子どもを育てられる環境づくり	
IV 経済的支援	支援の必要な世帯への制度周知と利用促進	17 事業（取組）
	ひとり親、低所得世帯への経済的支援	

3 課題解決に向けた具体的な取組

(1) 主要施策Ⅰ 教育の支援

この分野の課題

- ・ 子どもの貧困の連鎖を防ぐためには、家庭の経済状況などに左右されず、すべての子どもが質の高い教育を受けられるようにすることが重要ですが、個々の家庭の状況により、落ち着いた環境での学習ができなかったり、学習塾や家庭教師などの学校外での学習を受けられる機会が少なくなったりすることが懸念されます。

取組の方向性

- ・ 就学の援助、学習の支援、その他貧困の状況にある子どもの教育の支援のために必要な措置を講じます。

具体的な事業・取組

① 幼児教育・学校教育等における支援

NO.	区分	事業・取組／担当課	内容
1	拡充	教育相談（スクールカウンセラーの配置を含む） 【教育センター】	児童生徒の教育に関わる相談を受ける。小学校スクールカウンセラーも担当する教育相談員の週4日勤務者を3人から6人へ増員する。
2	継続	訪問型家庭支援（スクールソーシャルワーカーの配置を含む） 【教育センター】	児童生徒とその保護者に対して、家庭訪問等を通じて、不登校等の課題解決を図る。
3	継続	適応指導教室事業 【教育センター】	心理的・情緒的要因等により、学校に登校しない、あるいは登校したくともできない状態にある小中学校の児童生徒を支援する教室。
4	拡充	庁内各課相互の困難を抱える家庭の情報共有、支援へのつなぎ 【子育て環境づくり連携・連動チーム】	所属機関（幼保・学校等）からの子どもやその保護者の困難課題の情報提供に対し、庁内各課の包括的な支援体制により、課題解決が図れるよう、連携を強化する。

NO.	区分	事業・取組／担当課	内容
5	継続	幼児教育・保育の無償化 【子ども育成課】	3歳から5歳までの子どもの幼稚園・保育所・認定こども園などの利用料を無償化する。(0歳から2歳児の子どもの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化する)
6	継続	実費徴収に係る補足給付を行う事業 【子ども育成課】	低所得者世帯が給付の対象となる保育施設を利用する場合に、利用者負担額とは別に徴収される給食費、教材費、行事費等の実費徴収額の一部を補助する。
7	継続	要保護準要保護児童・生徒就学援助 【学校教育課】	経済的な理由により、小・中学校へお子さんを就学させることが困難な家庭に対して、学校でかかる費用の一部を市が援助する。

② 学校外における学習支援

NO.	区分	事業・取組／担当課	内容
8	継続	NPO 法人が実施する「学習支援事業」への支援 【生活福祉課】	経済的な理由等で学習塾を利用できない家庭の子どもを対象に学習支援を実施し、勉強が楽しくできるようになることや、高校に進学することを支援する。
9	拡充	公共施設等を活用した学習スペースの提供 【子育て支援課】 【青少年課】	学校の予習・復習や試験勉強を自宅ですることができない子どもを支援するため、公共施設を活用した学習スペースの拡充を検討する。

(2) 主要施策Ⅱ 生活の支援

この分野の課題

- ・ 子どもを取り巻く環境は、それぞれ異なります。経済的な困難、いじめ、不登校、ひきこもり、障がい、虐待など多岐にわたり、いくつかの困難が複合的に表れ、心身の健全な成長に支障が生じることがあります。

取組の方向性

- ・ 貧困の状況にある子ども及びその保護者を対象とした生活に関する相談機関の周知、社会との交流の機会の提供、その他貧困の状況にある子どもの生活の支援に必要な施策を講じます。

具体的な事業・取組

① 相談支援体制の充実

NO.	区分	事業・取組／担当課	内容
10	継続	福祉総合相談事業 【福祉総務課】	保健・福祉全般に関する総合相談窓口を設置し、関係部署・機関と協力して相談者が抱える課題の解決を図る。
11	継続	DV 被害者支援事業 【福祉総務課】	配偶者などからの身体的・精神的暴力などに対する相談窓口を設置するなど、DV 被害者のための支援を行う。
12	継続	自立相談支援事業 【生活福祉課】	生活に困りごとや不安を抱えている相談者に対し、支援員がどのような支援が必要か考え、支援のプランを作成する。
13	継続	母子父子福祉相談 【子育て支援課】	母子や父子、寡婦家庭の生活一般、児童、生活援助などに関する相談に応じる。
14	継続	児童相談事業 【子ども家庭相談課】	家庭にいる児童の福祉に関する相談に応じる。
15	継続	子ども・若者相談事業 【青少年課】	子ども・若者を対象にした相談や困難を抱える子ども・若者及びその保護者に対する支援を行う。

NO.	区分	事業・取組／担当課	内容
16	継続	子育てに関する切れ目ない総合的な相談・支援体制の構築 【子育て環境づくり連携・連動チーム】	妊娠から出産、子育て・青年期に至るまで、切れ目のない相談や支援を行うため、令和2年度に設置した「子どもの未来応援総合案内」での総合相談機能を広く発信し、適切な支援機関や支援施策につなぐといった相談体制の強化を図る。
17	拡充	多文化共生推進事業 【子育て環境づくり連携・連動チーム】	外国につながる子ども及び保護者が、適切な行政サービスを受けることができるよう、やさしい日本語や翻訳アプリを活用した窓口対応を推進する。
18	新規	職員に対する貧困対策・自立支援に関する研修の実施（気づきと連携意識） 【子育て環境づくり連携・連動チーム】	困難を抱えている子ども・世帯に気づき、必要な支援につなげる体制を構築するため、職員に向けて子どもの貧困への関心や理解を深めるための研修や啓発を実施する。

② 地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進

NO.	区分	事業・取組／担当課	内容
19	継続	民生委員・児童委員事業 【福祉総務課】	地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動を推進する。
20	継続	社会福祉協議会運営助成事業 【福祉総務課】	地域福祉の推進及び在宅福祉活動の中心的な役割を担う社会福祉協議会の活動を支援する。
21	継続	乳児家庭全戸訪問事業 【子育て支援課】	妊娠から出産・育児に関して妊産婦の健康増進と乳幼児のすこやかな発達・発育を支援するため、専門職や子育てサポーター、民生委員・児童委員により対象世帯全戸を訪問する。
22	継続	ファミリー・サポート・センター事業 【子育て支援課】	育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となって、互いに協力し合い、地域の中で子育てを支援する有償のボランティア活動を支援する。

NO.	区分	事業・取組／担当課	内容
23	継続	ひとり親福祉協会への支援 【子育て支援課】	母子・父子・寡婦家庭の親睦を図り、学びあいながら暮らしやすくしていくための会（自助グループ）に対し、情報提供や入会促進等の支援をする。
24	拡充	こども食堂への支援 【子育て支援課】	NPO 法人等が主催するこども食堂に対して支援する。
25	継続	放課後子ども教室推進事業 【青少年課】	地域住民などの参画により、子どもたちが放課後の時間を安心・安全に過ごすことのできる遊びの場や活動の場を地域の中に確保する。

③ 生活基盤の確保に向けた支援

NO.	区分	事業・取組／担当課	内容
26	継続	母子家庭等日常生活支援事業 【子育て支援課】	母子・父子・寡婦家庭が、就業や修学、傷病などの事由により支援が必要な場合、又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活を支援する。
27	継続	養育支援訪問事業 【子ども家庭相談課】	養育に支援が必要な家庭に対し、児童虐待の未然防止、悪化を防ぐために、短期集中的に支援を行う。
28	継続	市営住宅の当選率の優遇措置（多子世帯・ひとり親世帯） 【建築住宅課】	市営住宅の当選率について、市営住宅条例に基づき、多子世帯やひとり親世帯の優遇措置を適用する。
29	拡充	食育の推進 【健康づくり課】 【子ども育成課】 【学校教育課】	保育所・学校での給食、思春期世代を対象とした骨量測定と栄養指導等を通じ、食育の普及・啓発を行う。 令和3年4月から市内全校で中学校給食を実施する。
30	継続	健康診断の促進 【保険年金課】 【健康づくり課】 【子育て支援課】	健康診査の受診を通じ、健康課題や疾病の早期発見につなげる。

(3) 主要施策Ⅲ 保護者に対する就労の支援

この分野の課題

- ・ 子どもの貧困解消には、保護者が安定した生活を営んでいる必要があります。社会構造や景気動向など様々な要因により、不安定な雇用形態を選ばざるを得ない場合、生活困窮に陥り、子どもの生活や就学に支障が生じることがあります。

取組の方向性

- ・ 貧困の状況にある子どもの保護者に対し、職業訓練の実施や就職に関する相談、その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し、必要な施策を講じます。

具体的な事業・取組

① 就労支援と所得向上策の推進

NO.	区分	事業・取組／担当課	内容
31	継続	伊勢原市ふるさとハローワーク事業 【商工観光課】	地域に密着したハローワークの求人情報を公開し、求職者への職業の紹介・相談等を行う。
32	継続	母子家庭高等職業訓練給付金等事業 【子育て支援課】	就職に有利であり、かつ生活が安定する可能性の高い資格取得のために、ひとり親である父や母に対し、生活の不安を解消し、安定した就業環境を提供するため、毎月一定額の給付金を給付する。
33	継続	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 【子育て支援課】	母子家庭の母又は父子家庭の父が、雇用保険制度などで指定された教育訓練を受講する場合に、受講料の一部を支給する。
34	継続	ハローワークとの連携による「ひとり親家庭等の親」に向けた就労支援 【子育て支援課】	毎年8月に行われる児童扶養手当の現況届提出期間内に、ハローワーク平塚との連携による特設就労相談を実施する。

② 仕事と家庭を両立して安心して子どもを育てられる環境づくり

NO.	区分	事業・取組／担当課	内容
35	継続	市内企業等の「かながわ子育て応援団」認証取得の促進 【子育て環境づくり 連携・連動チーム】	神奈川県で実施している「かながわ子育て応援団」への認証登録を推進し、「子育てに優しい選ばれる事業者」としてのPRを支援する。
36	継続	日中一時支援事業 【障がい福祉課】	障がい児の日中における活動の場を確保し、障がい児を日常的に介護している家族の一時的な負担の軽減、障がい児の家族の就労を支援する。
37	継続	通常保育事業 【子ども育成課】	保育所、認定こども園で、保護者の就労又は疾病などにより、保育を必要とする子どもに対して保育を行う。
38	拡充	児童コミュニティクラブ事業 【子ども育成課】	保護者が就労や病気などで子どもを養育することができない家庭を対象に、放課後等に安全に生活できる場として「児童コミュニティクラブ」を開設し、遊びを通じた生活指導を行う。 待機児童の解消に向け、民間事業者への運営委託の拡大や、民間学童クラブへの補助の拡充を進める。
39	継続	病児・病後児保育事業 【子ども育成課】	病中や病気回復期にあり、集団での保育ができない子どもを一時的に看護師や保育士が保育を行う。
40	継続	レスパイトサービス事業 【障がい福祉課】	知的障がい児者がいる家庭の日ごろの心身の疲れを軽減するとともに、本人の社会性と自立心を養うため、市内事業所で一時的に預かりや養育、介護を行う。

(4) 主要施策Ⅳ 経済的支援

この分野の課題

- ・ 各種手当や年金、生活保護などの制度はありますが、「子どもの貧困率」は依然として高い水準で推移しています。

取組の方向性

- ・ 引き続き、各種手当などの支給、必要な資金の貸付け、その他貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講じます。
- ・ 離婚等によるひとり親家庭に対し、子どもの利益を最優先に考慮するため必要な施策を講じます。

具体的な事業・取組

① 支援の必要な世帯への制度周知と利用促進

NO.	区分	事業・取組／担当課	内容
41	継続	特別児童扶養手当 【障がい福祉課】	障がいのある児童を扶養する人に支給する特別児童扶養手当（県の実施事業）にかかる申請手続きを支援する。
42	継続	障害児福祉手当 【障がい福祉課】	在宅の重度障がい児に手当を支給する。
43	継続	特別支援学校在学者福祉手当 【障がい福祉課】	特別支援学校に在学している障がい児者に対し、手当を支給する。
44	継続	児童手当 【子育て支援課】	中学校修了までの児童を養育している父母等に手当を支給する。
45	継続	小児医療費助成事業 【子育て支援課】	中学3年生までの児童の入院・通院に係る保険診療分の自己負担額を助成する。
46	新規	必要な支援策を届ける広報の充実 【子育て環境づくり連携・連動チーム】	くらし安心メールや SNS など、様々な手法により、効果的にわかりやすく情報が発信できる環境を整備する。

② ひとり親、低所得世帯への経済的支援

NO.	区分	事業・取組／担当課	内容
47	継続	生活保護 【生活福祉課】	病気や退職、事故などで世帯の収入が減少し、医療費が増加して生活が困窮した際に、その世帯の生活を支援するとともに自立を助長する。
48	継続	住居確保給付金 【生活福祉課】	離職等により住宅を失った、又は失うおそれがあり、家賃の支払いが困難な場合に家賃費用を短期で給付する。
49	継続	児童扶養手当支給事業 【子育て支援課】	父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしない児童を養育する人に手当を支給する。
50	継続	ひとり親家庭等医療費助成事業 【子育て支援課】	ひとり親家庭等の人の入院・通院に係る保険診療分の自己負担額を助成する。
51	継続	ひとり親家庭等入学支度金 【子育て支援課】	ひとり親家庭等の児童が小学校・中学校に入学する際の支度金を支給する。
52	継続	JR 通勤定期乗車券の購入割引 【子育て支援課】	児童扶養手当を受給している人が、JR 通勤定期乗車券を購入する際、乗車券代金の割引が適用されるために必要な資格証明書の交付を行う。
53	新規	弁護士による養育費等の法律相談 【子育て支援課】	両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われるよう、弁護士による養育費に関する専門相談を実施する。
54	新規	公正証書等作成促進事業 【子育て支援課】	養育費についての公正証書の作成や調停に要した費用を助成する。
55	新規	養育費保証契約促進事業 【子育て支援課】	保証会社と養育費保証契約を締結する場合、初回の保証料を助成する。
56	継続	下水道使用料減免 【下水道業務課】	児童扶養手当を受給している人や障がい者手帳を持っている人がいる世帯を対象に、下水道使用料を減免する。

NO.	区分	事業・取組／担当課	内容
57	継続	母子父子寡婦福祉貸付事業 【子育て支援課】	ひとり親家庭等を対象として、児童の入学支度や授業料、生活のための資金等、目的に応じた貸付制度（県の実施事業）にかかる申請手続きを支援する。

第4章 推進体制と進捗管理

1 推進体制

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、庁内関係所属で組織する「子育て環境づくり」連携・連動推進チーム（以下、「推進チーム」という。）を活用します。

具体的な事業については、推進チームの中で定期的に実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

2 関係団体との連携

困窮状態にある世帯の状況、支援のニーズは個々に異なり、貧困の連鎖を防ぐといった予防対策も重要であることから、関係支援機関やNPO、自治会などの関係団体と連携を十分に図っていきます。

3 取組効果の検証

取組内容の効果を計るため、次の内容を指標に定め、今後は現状値との変化の傾向を確認することで取組の効果を把握し、必要な施策の見直しや検討などにつなげていきます。

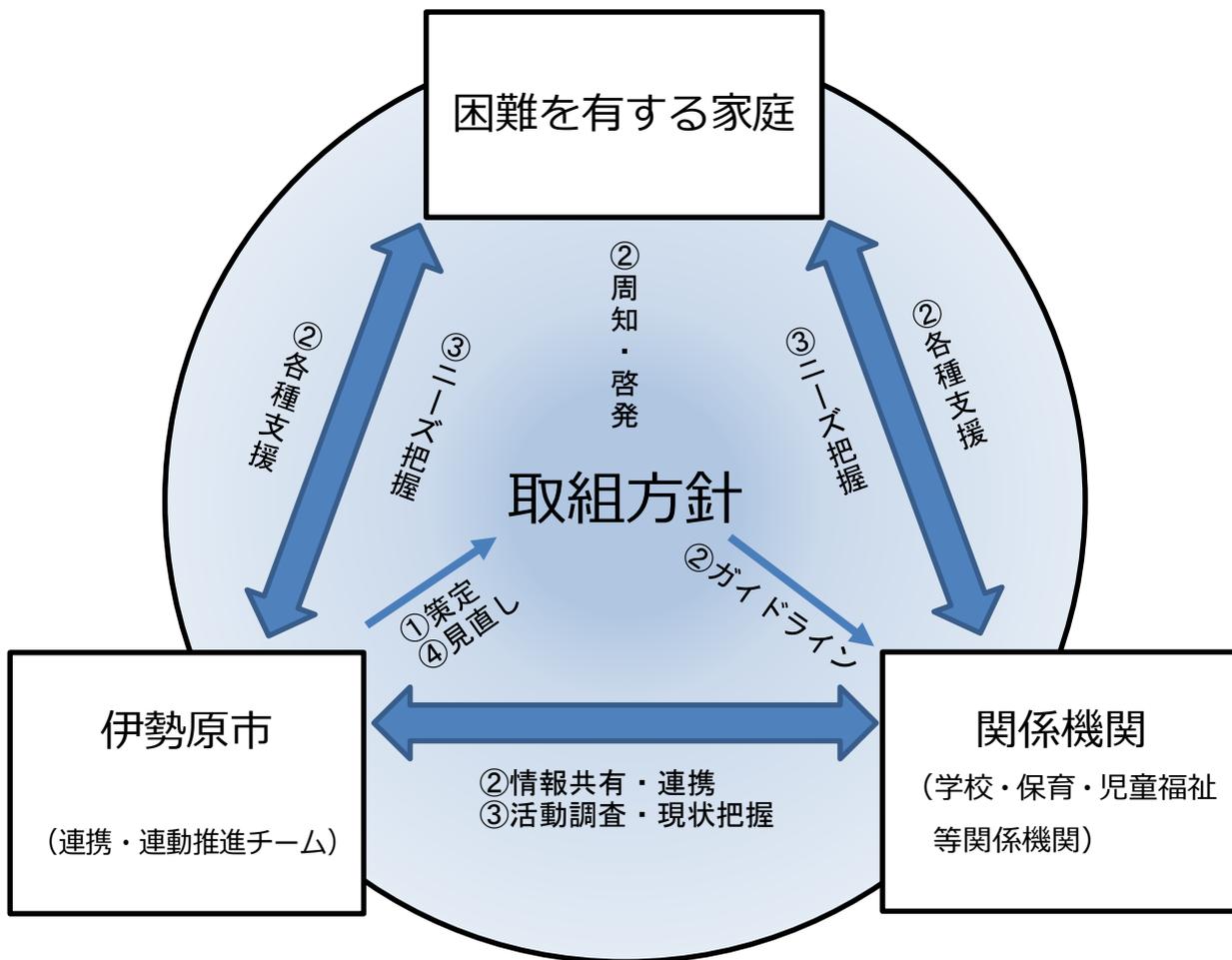
なお、ここで掲げる指標の現状値は、令和元年度に実施した実態調査の結果となっておりますが、令和2年度における、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、社会情勢の変化を受け、変動していく可能性を考慮する必要があります。このため、今回の取組方針の策定にあたっては、将来における目標値の設定を行わないこととし、今後、数値を評価する際は、今後の社会情勢の変化をとらえながら、取組の効果を判断していきます。

【取組における指標】

No.	指標	概要	現状値 (令和元年)		目標の 方向性	指標の 掲載 ページ			
1	生活困難度における「困窮家庭」と「周辺家庭」の割合	生活困難状況を把握する指標	困窮家庭	3.7%	各割合の低下	P5			
			周辺家庭	11.3%					
2	学校の授業の理解度における「わからないことが多い」と「ほとんどわからない」の割合	学習状況を把握する指標	困窮家庭	35.7%		各割合の低下	P11		
			周辺家庭	10.6%					
3	平日放課後を一緒に過ごす相手における「ひとりである」の割合	子どもの居場所を把握する指標	困窮家庭	17.9%			各割合の低下	P12	
			周辺家庭	11.8%					
4	保護者の就労状況における「非正規※」の割合	職業生活の安定と向上を把握する指標	困窮家庭	父				11.8%	P7
				母				64.3%	
			周辺家庭	父				6.8%	
				母				62.2%	
5	暮らしぶりにおける「大変苦しい」の割合	経済基盤が保たれることを把握する指標	困窮家庭	71.4%	各割合の低下			P20	
			周辺家庭	27.9%					

※非正規：契約社員、派遣社員、嘱託社員、パート・アルバイト・日雇い、非常勤職員を指します。

【子どもの貧困対策の推進体制のイメージ図】



①…Plan (計画) ②…Do (実行) ③…Check (評価) ④…Action (改善)

・本取組方針は、困難を有する家庭とその家庭を支える関係機関等とを包括的に結びつける役割を担います。そして、この方針に位置づけられた各種事業・取組の進捗状況や社会情勢、市民ニーズを的確に把握し、必要に応じて見直しを図っていくこととします。

資料編

資料 1

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しな

ればならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料2

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抜粋）

第一章 総則

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

伊勢原市子どもの貧困対策に関する取組方針

発行 2021（令和3）年1月
発行者 伊勢原市子ども部子育て支援課
子育て支援係

〒259-1188
神奈川県伊勢原市田中348番地
TEL0463-94-4633（直通）